

重要事項

①運営規定の概要

以下、田尻徳風保育園運営規定より抜粋

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人慈光会が設置する保育所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 田尻徳風保育園
- (2) 所在地 319-1416 茨城県日立市田尻町7-13-1

(施設の目的)

第2条 田尻徳風保育園（以下「当園」という。）は、保育・教育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「園児」という。）に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は仏教保育、ことに浄土真宗の教えをもととした真宗保育を実践する。

- 2 当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。
- 3 当園は、園児の意思及び人格を尊重して、常に園児の立場に立って、保育・教育を提供するよう努める。
- 4 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の保育・教育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(提供する保育・教育の内容)

第4条 当園は仏教、ことに浄土真宗の教えに基いた真宗保育を行う。その保育を通じ、園児たちの心身共の健やかな成長を目指す。

- 2 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、園児の心身の状況等に応じて、保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が保育・教育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、配置基準に則り、安全な保育が出来るよう、適切に行うこととする。なお、員数は入所人数、その他の理由により変動することがある。

- (1) 施設長（園長） 1人

施設長は、保育の質の向上、職員の資質の向上に取組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 副園長 2人

副園長は、施設長を補佐するとともに、園長の代理として上記任務を遂行する場合もある。

- (3) 主任保育士 1人

主任保育士は園長、副園長の補佐を行うと同時に、保育計画の立案や園児の保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

- (4) 副主任保育士 2人

副主任保育士は主任保育士の補佐、また必要に応じて他の職員を統括する。

- (5) 保育士 19人

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

- (6) 調理員 3人

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(7) 看護師 1人

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(8) 栄養士 1人

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(9) 事務職員・用務員

事務職員・用務員は、当園の事務及び雑務を行う。

(10) 嘱託医、嘱託歯科医 各1名

両者共に、当園において定期健康診断を行う。また当園の子どもの心身の健康管理も行う。

(保育・教育を行う日)

第6条 当園の保育・教育を提供する日は、月曜日から日曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 年始休日（1月1日から1月3日）

(2) 年末休日（12月31日）

3 当園は、非常災害その他急迫の事情がある、または当園が必要と認めた場合には休園とし、保育・教育の提供を行わないことがある。

(保育・教育の提供を行う時間)

第7条 保育・教育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）

平日 午前7時00分から午後8時00分

土曜日 午前7時00分から午後7時30分

日曜日 午前7時00分から午後7時00分

の範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

平日 午前7時00分から午後8時00分

土曜日 午前7時00分から午後7時30分

日曜日 午前7時00分から午後7時00分

の範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 園児の保護者は、保護者の居住する市町村が定める利用者負担をその居住する市町村に支払うものとする。

2 第1項に定めるものの他、次に掲げる当園の保育・教育において要する費用は、園児の保護者より実費徴収する。

・保護者会費 園児一人につき月額500円

・一時保育 一時間ごとに年齢層別に次の料金を徴収する。

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
500円	450円	400円	350円	300円	250円

3 園児の預かり時間が、標準時間保育の場合は11時間、短時間保育の場合は8時間を超過した場合は、料金を徴収する。具体的には、標準時間、短時間ともに10分を超えるごとに、100円徴収する。

4 その他、諸経費を徴収する。（絵本代、主食費、副食費、その他）

5 その他、当園が特別に必要と認めた場合には、実費徴収する場合がある。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号	—	—	—	25人	25人	25人	75人
3号	16人	23人	23人	—	—	—	62人
合計	16人	23人	23人	25人	25人	25人	137人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当園は、市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 保育・教育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、園児の保護者とその内容を確認する。

3 当園の園児が次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 園児の保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 保育・教育の提供を行っている園児に体調の急変、または怪我などが生じた場合、またその他必要な場合は、速やかに当該園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 当園は、園児、職員の安全を守るため、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、園長を中心とした必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、虐待の禁止を徹底し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の保育・教育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により園児の保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第15条 当園は、その提供した保育・教育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

②職員の勤務体制

早番 7時から16時

中早 7時30分から16時30分

普通 8時から17時

中番 8時30分から17時30分

中遅 9時30分から18時30分

遅番 10時から最後まで